

## 新潟県市町村総合事務組合市町村職員研修講師感謝状授与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村職員研修の講師を担当した新潟県内市町村、一部事務組合又は広域連合の職員（以下「職員」という。）に対する感謝状の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状授与の基準)

第2条 感謝状は、平成29年度以降における講師の担当回数が5回に達した職員に授与する。この場合において、複数回の授与を妨げない。

2 感謝状は、管理者が決定し、授与する。

(感謝状授与の方法)

第3条 感謝状は、記念品を添えて授与する。

2 感謝状の様式は、別記様式のとおりとする。

(感謝状授与の時期及び場所)

第4条 感謝状の授与は、職員が第2条第1項に規定する回数に達した年度の翌年度にこれを行う。

2 感謝状の授与は、新潟県自治会館において行う。ただし、これにより難い事情がある場合は、他の方法により行うことができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、感謝状の授与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 新潟県市町村総合事務組合研修講師感謝状授与要綱（平成17年4月1日制定）は廃止する。

3 第2条第1項第1号の期間については、新潟県町村人事事務組合からの依頼により講師を担当した期間を含める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

感謝状

様

あなたは市町村職員研修の講師として当組合研修の充実発展に寄与されました。その功績はまことに顕著でありここに深く感謝の意を表します。

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合  
管理者

印